

船舶事故調査報告書

令和4年3月2日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	令和3年7月18日 04時00分ごろ
発生場所	鹿児島県西之表市田之脇港 現和三等三角点から真方位162°1,510m付近 （概位 北緯30°41.4′ 東経131°04.2′）
事故の概要	漁船勝盛丸は、出港中、消波ブロックに衝突した。
事故調査の経過	令和3年8月2日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 勝盛丸、5.5トン
船舶番号、船舶所有者等	KM2-3777（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板を破損 消波ブロック 擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日出時刻：05時25分ごろ 西之表市には、7月17日12時35分に大雨注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、はえ縄漁に従事し、船長が1人で乗り組み、鹿児島県種子島東岸の田之脇港内で、南西方へ延びる簡易標識灯が設置された防波堤先端の西北西方約50mに左舷錨を投じて錨泊中、沖縄本島南東方沖に台風が発生する予報を知り、荒天が予想されたので、操業することなく鹿児島県指宿市山川漁港へ戻ることにした。</p> <p>船長は、甲板の照明を点灯し、遠隔操縦装置で主機を前進にかけて錨を起こしてから中立運転とし、揚錨後、甲板の照明を消し、雨が降って目視では周囲の状況が確認しにくい状況下、防波堤に接近して船首が南東方を向いていたが東風を受けて防波堤南西端の消波ブロックから離れた場所で船首が南方を向いていると思い、主機を前進にかけて左舵を取ったところ衝撃を受けた。</p> <p>船長は、探照灯を使って周囲を確認し、船首が防波堤南西端の消波ブロックに衝突したことを認め、損傷を確認後、自力で航行して山川漁港に入港し、その後、修理のために指宿市指宿港へ向かっていたところ、巡視艇の海上保安官に問われて本事故の発生を伝えた。</p> <p>船長は、田之脇港に錨泊した経験も多く、夜間の出港時の揚錨後は、GPSプロッターで防波堤等との距離を確認していたが、本事故</p>

	<p>当時、早めに山川漁港へ向かった方が良いという焦りと漁を行わずに戻る残念な気持ちで、GPSプロッターで防波堤等との距離を確認していなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、出港する際、雨が降って目視では周囲の状況が確認しにくい状況下、船長が、揚錨後、船首が南東方を向いていたが、消波ブロックから離れた場所で船首が南方を向いていると思い、主機を前進にかけて左舵を取って航行を始めたことから、揚錨中に近づいていた消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が出港する際、雨が降って目視では周囲の状況が確認しにくい状況下、船長が、揚錨後、船首が南東方を向いていたが、消波ブロックから離れた場所で船首が南方を向いていると思い、主機を前進にかけて左舵を取って航行を始めたため、揚錨中に近づいていた消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、夜間、目視では周囲の状況が確認しにくい状況下、港内の防波堤の内側から揚錨し、主機を前後進にかけて出港する際、GPSプロッターや探照灯などによって防波堤等、周囲の障害物との距離を確認すること。</li> </ul>